

## 第74回 滋賀県景観審議会 議事概要

### ■実施概要

日時：令和4年（2022年）11月9日（水） 14:00～16:00

場所：滋賀県危機管理センター1階 会議室1

### ■議事（1件）

- ・滋賀の眺望景観ビューポイントの選定について

### ■報告（1件）

- ・滋賀県屋外広告物条例施行規則の改正について

### ■出席者：

1. 市川委員、笠原委員、園田委員、土本委員、寺井委員、西村委員、萩原委員、松井委員、山下委員、和田委員（13名中10名出席）  
（欠席委員：岡田委員、仁木委員、山口委員）
2. 事務局5名
3. 傍聴者0名

### ■使用資料：

- ・議事次第
- ・資料1-1 滋賀の眺望景観ビューポイントの選定について
- ・資料1-2 滋賀の眺望景観ビューポイント一般投票結果
- ・資料1-3 滋賀の眺望景観ビューポイント選定案
- ・資料2-1 滋賀県屋外広告物条例施行規則改正の概要
- ・資料2-2 改正後滋賀県屋外広告物条例施行規則（全文）
- ・資料2-3 滋賀県屋外広告物条例施行規則第2条の2の規定に基づく地域指定告示
- ・資料2-4 地域区分図（参考図）
- ・資料2-5 滋賀県屋外広告物条例の一部を改正する条例等概要
- ・参考資料1 一般投票チラシ

### ■議事概要

【議事事項】 滋賀の眺望景観ビューポイントの選定について

事務局	資料1-1、資料1-2、資料1-3を説明。
-----	-----------------------

委員	資料 1-3 の選定案について、13 市の中で栗東市が選ばれていません。景観審議会は景観づくりの後押しをする役割もある。そうした点も踏まえて候補を推薦してもらいたいと思います。
委員	栗東市の金勝山からの景観が大変美しいです。観光協会のガイドブックにも掲載されている観光スポットで、観光面で価値があります。過去に観光協会で写真コンテストが開催されていたので、いい写真が見つかると思います。
委員	投票対象 118 箇所の中に金勝山がエントリーされており、101 と 102 が該当します。
委員	写真を見ると選ばれなかった理由が推測できます。応募写真の撮り方によると思います。同じ人が全ての箇所の写真を撮影すればよかったと思うのですが、他の写真を持ってくることはできるのですか。
事務局	写真については、選定後の PR の段階で撮りなおすことは検討しています。今回は、●●から見た●●の風景を選んでいるので、写真は参考情報と考えてもらいたいです。
委員	建築士会会員の活動報告で金勝山からの美しい景観写真を拝見したことがあります。委員の意見に賛同します。候補写真からはその良さが伝わりにくいと思います。選定後の写真の撮り直しを検討しているとのことですので、そのようにご対応頂ければ良いかと思います。
委員	栗東市の観光協会の会員でもあります。協会に頼めばいい写真は得られると思います。
委員	今後、いくつかの写真を加えていくことも大事であると思います。
事務局	選定後は、13 市と連携して写真の撮りなおしについても検討していきたいと考えています。
委員	6 町も 0 件です。どこか入ってもいいと思いますが、推薦はありますか。
委員	日野町でしたら、日野川ダムのあたりや、綿向山からの景観が素晴らしいです。
委員	前回欠席していましたので教えてください。118 箇所はどのように選ばれたのですか。
事務局	令和 3 年 9 月から 11 月に一般の方から候補地を募集しました。その中で重複や危険な場所等を除外して、118 箇所に絞り込みました。
委員	自然景観が対象ですか。
事務局	2km 以上の広がりや奥行きを感じられるような眺望景観が対象です。
委員	なかなか意見が出にくいので、1 人 1 件推薦してはどうでしょうか。
委員	全ての市町を入れる方針ですか。
委員	全ての市町を入れるか否かも含めて、今日の審議会で決めていくことにな

	ります。可能な限りいろいろなアイデアを出し合った上で、決めていくことが望ましいと思います。
委員	118 箇所以外から選ぶことはできるのですか。
委員	今回は、118 箇所の中から選ぶものです。
委員	栗東市では 102 が多くの方から選ばれていますので、102 を推薦した方がいいと思います。全市町が候補地に入っているのですか。
事務局	資料 1-3 の 8 ページ目に自治体別の候補地数をまとめています。全ての市町が入っているわけではありません。
委員	選び方のルールを確認させてください。①118 箇所以外は追加しない。②得票数 1%以上の 29 箇所は選定に入れる。③追加する場合は景観審議会において、現時点で選ばれていない市町から選ぶ。これで問題ないですか。
事務局	今回は 118 箇所から選ぶものですが、それ以外のルールはありません。得票数上位の 29 箇所であっても、選定から外す等の御意見もお聞きます。全ての自治体を選ぶ必要もありません。最終的には、景観行政団体協議会で合意を諮って決めます。
委員	県民の皆様に納得してもらうためには、ビューポイント選定の根拠を示さなければなりません。審議会で推薦するのであれば、推薦理由をはっきりさせておく必要があります。どういう基準で推薦するのかははっきりさせておくべきです。まずは景の追加を推薦するか否かを決めるべきだと思います。
委員	118 箇所の候補地から漏れている自治体もありますので、全ての自治体を均等に入れる必要はないと思います。1 人 1 件を推薦する方法ではなく、29 の選定案から漏れた候補地の中で、どうしてもこの景観を入れるべきという意見が出た場合に、この審議会合意を諮る方法が妥当だと思います。
委員	審議会として、追加を選ぶか否かについて、どう思いますか。
委員	全ての自治体を選ぶのであれば、候補地を選ぶ段階でもう少し調整すべきだったと思います。今の状態では、得票数で選ぶ方が県民の皆様に発信がしやすいと思います。
委員	投票結果では琵琶湖周辺や観光地が中心になっています。県民の意識醸成を図る上では、身近な景観に対する気づきを増やしていくべきだと思います。投票結果だけでは表現できない部分をこの審議会合意で議論できればと思います。
委員	今回の投票結果を見ても、県外と県内では風景に対する見方が違ってきます。今後のビュースポットを発信する先の展開を見据えて候補を選ぶ必要があると思います。

委員	広がりのある景だけではなく、地元の人しか知らない身近な景が入ってもいいと思います。29箇所はこれでいいと思いますが、これだけでは足りないと思います。景は情緒的なものなので順位を付ける必要は無いと思います。自然の景は季節ごとに様相は変わるものなので、得票数だけで選ぶのであれば、常に変動する投票順位が共有できるものの方がいいと思います。
委員	これは順番を付ける取組ではありません。今回選んだものを眺望景観ビューポイントとして情報発信し、そして、地域の人達の誇りにしてもらおうとともに保全していくという取組であると思います。選定の箇所数については、納得がいく理由があればよいと思います。今後についての意見になりますが、今回で終わりにするのではなく、必要に応じて更なる追加や見直しを検討していくべきだと考えます。
委員	守るべき景についても考えていくべきだと思います。
委員	今やっているのは楽しむ景を選ぶ議論です。守るべき景の議論は次のステップだと思います。
委員	季節ごとの変化については、この取組に反映されていると判断できます。この結果を踏まえ、眺望景観ビューポイントをPRしていくという事ですが、上位を占めている高島市の景観について述べますと、既に観光地として人気スポットで土日は大渋滞しています。観光地化に対するトイレ設置など周辺環境整備、道路整備の進行により眺望景観が破壊されてしまっただけで本末転倒です。ここは景観審議会であり、景観と観光については一線を引いて考えていくことが大切だと思いますので、今後、眺望景観ビューポイントをどのように活用していくのか考えていくべきだと思います。
委員	景観保全が目的であるはずなのに、PRによって景観が失われてしまうことにこの取組の矛盾を感じます。景観を守っていくのは地域の人です。なぜ外部の人を投票対象にしたのか疑問に感じます。そもそも、投票候補が選びにくいです。もう少し違うやり方があったのではないかと思います。
委員	今回の結果は地域の人達の気づきになり、地域のプライドに繋がっていくものだと思います。プライドだけでなく保全に繋げていくことも大事です。景観を保全してこそその観光だと思います。景観審議会としては、景観という観点でまちづくりを考え、今回選ぶ眺望景観ビューポイントを育てていきたいと思います。将来的には更なる改定の可能性も考えられますし、継続的な取組になりますので、今回は、この投票結果を共有したいと思います。はじめの議論に戻りますが、追加箇所を推薦するか否か、どのようにお考えですか。
全委員	追加箇所を推薦することにします。

委員	後日、個別に事務局に推薦する案はどうでしょうか。
事務局	景観審議会の組織として本日この場で御推薦頂きたく思います。
委員	40～42の愛荘町の田園風景を推薦したいと思います。
委員	愛荘町から見る湖東三山や伊吹山が綺麗です。写真の撮り方をもう少し工夫すれば得票数が伸びたと思います。候補地一覧の写真から選ぶと埋もれてしまいます。
委員	プレスリリースのタイミング等で写真を工夫する余地はあります。
事務局	プレスリリースのタイミングでは今回の写真が基本になりますが、今後PRをしていく段階で13市と連携して写真の撮りなおしも検討していきたいと思います。
委員	愛荘町の田園風景は40, 41, 42とありますが、どれを推薦しますか。
委員	42を推薦します。3つの中では得票数が多いからです。
委員	このような取組は1回で終わるのではなく、継続的に行った方がいいと思います。今回は眺望景観に限っていますが、景観は近景・中景・遠景がありますので、そのバランスを考慮していくことも考えていくべきです。
委員	眺望景観ビューポイントはこれまで審議会等で議論して進めてきた取組です。専門家だけの意見ではなく、広く一般に支持されるものを選ぼうとしていると認識しています。少なくとも、118箇所以外から選ぶ意見は採用できないと思いますし、また、投票結果は尊重されるべきです。審議会としてプラスアルファを推薦するのであれば、景観的価値や歴史・文化等の視点からの理由が大事になります。審議会としてプラスアルファを推薦すること自体は問題ないと考えます。
委員	候補地一覧の文言がまさに推薦理由になると思います。本日、挙げられた、「102. 金勝山」、「112. 日野川ダム」、「42. 愛荘町田園風景」の3箇所を景観審議会の推薦としてよろしいでしょうか。
全委員	異議なし。

#### 【報告事項】 滋賀県屋外広告物条例施行規則の改正について

事務局	資料2-1、資料2-2、資料2-3、資料2-4、資料2-5を説明。
委員	報告ということで改正告示が終わった案件となりますので、本審議会での質疑を経て、直ちに内容を変更することはできませんが、今後の運用において審議会でご意見、御質問いただきたいです。
委員	業界の意見として、このことについて、一般の方がパッと見て質問するのは難しいと思いますが、基本的には景観に配慮し、今までより景観がよくなるようにということで条例を変えられたということだと思います。場所に依ってもう少し踏み込んだ規制を設け、高さ、大きさ、形状等の規定

	<p>を設けるということで御理解していただけたらいいと思います。実際、条例が走り出して町の景観がよくなったかを委員のみなさまが御覧になって、判断して条例のおかげでよくなった、または変わらなかったというお声を拾って、絶えず細則に手を加えていく必要があると思います。</p> <p>あとは、安全面の部分について、許可不要広告物の安全をどう担保するかが難しいところ。許可不要ということは申請しないということですので、行政としては、広告物があることを把握できません。申請があれば、行政から3年に1回継続申請するよう案内が所有者に行くので、点検を有資格者にしてもらい、行政が審査して継続ということになります。許可不要のものは、小さい広告物になりますが、高いところについている看板はだんだん劣化してきて飛ぶ、落ちる可能性があります。忘れたところに台風が来て事故が起こるということがありますので、そういった看板に対し安全をどう担保するのかは、行政と業界とで柔軟に取り組んでいかなければならないと思います。</p>
委員	<p>看板が劣化していきっている中で所有者と管理者が違っており、それをどこが修繕するのかで問題になったという話を聞いたことがあります。劣化した看板については年数が経っており当初と状況が変わり問題になったとも聞きます。事故が起こってから誰が責任を取るのかではなく、やはり未然に防ごうと思うと、行政なりがしっかりフォローしてく必要があると考えます。</p>
委員	<p>申請された看板だけでなく、巷にたくさんある広告物をしっかり点検していくことは、行政・業界も含めての大切であると思いますので、運用面を配慮してもらいたいです。</p> <p>もう一点、改正後は地域を細分化していくことになります。ある種ゾーニングをすることで、特性を据えて屋外広告物の環境を育てていくことになると思います。これから色付けがされていく地域の特徴をどのように育むかが行政・業界団体の取組として重要だと考えます。</p> <p>もう一点、今回資料にも多数の申請様式ありますが、最近のDX化を踏まえた様式になっているのかをお伺いしたいです。</p>
事務局	<p>許可事務については、権限移譲をしているため各町で行っていただくこととなりますが、町の方で申請のDX対応ということは聞いておりませんので、従来通りの紙申請になると思います。業登録につきましては、県で申請を受け付けていますが、庁内でDX化の議論はありますが、収入証紙の取扱いに課題があります。また、すべての申請がDX対応となるわけでないと思いますので、紙申請とDXでの申請が並立することで手続が煩雑化しないかという問題も含めて検討中です。現在、手数料のかからない変更</p>

	申請等について何らかの電子的申請がすすめられないかということで検討を進めているところであります。
委員	景観シミュレーションの話もありましたが、このようなものを少しずつでもデータ化することで、業界だけでなく少しでも一般の方に屋外広告に興味を持ってもらう契機にしてもらいたいと思います。若者層をはじめとしたスマホ世代は情報取得が早く、DX化はいろいろな可能性を秘めていると思います。屋外広告物行政や景観まちづくり行政においても、DXをうまく活用していければよいのではないかと思います。
委員	私の住む市でも問題になりますが、既存不適格な広告物に対する罰則等についても、今回の条例で改正されたのでしょうか。県として、従来から問題になっている違法広告物に対しての対応はどうお考えでしょうか。
事務局	まず今回の滋賀県屋外広告物条例は滋賀県内の6町にしか適用されません。県内各市は独自の屋外広告物条例で規制を行っています。違反広告物等の取扱いについては、屋外広告物連絡員会議で県内市町が集まって話し合い、県条例とは別に、違反取締の要綱を策定していただく等の取組を進めています。
委員	県条例改正は6町に関してのみで、県内13市は独自条例で対応しているということですが、県全体についての統一性はないですか。ある程度の統一性があるけれども、滋賀県全体で見たときに、隣町ではOKで、道一本隔てたこちら側ではだめというようなことがあるのでしょうか。
事務局	あります。
委員	やっところまで来たというところだと思いますが、4月以降は条例、規則の基準に基づいて処理をすることになると思います。ただ、ずっと議論してきて来たのは、7つのゾーニングをし、各ゾーンの典型的景観をまず想定をして、それを守れるように対象と基準を、条例、規則という形で作ってきたわけです。ところができあがってからは基準に合致しているか否かだけで物事が進んでいくことになります。そうすると本来の趣旨であった地域ごとの望ましいと想定される景観が、基準を適用することによって形成され、守られているかを県としては意識してほしいのです。それに合わせて基準を修正するのか、対象を修正するのかを、何年か先には考えていただきたいです。何のために地域区分を定め、基準を作ったのかを担当者が変わっても引き継いでいただきたいです。特に、第6種地域は典型的景観を設定しにくかったと記憶していますが、そういったところは望ましい景観を詰めていく必要になってくると思います。ぜひそう言った点を、これから運用をするにあたって配慮していただければと思います。
委員	現況の写真をしっかり残しておいて、数年後どう変わったかが一目で見比

	べられるようなデータがあると次の修正かける時に生かせると思います。
委員	過去の審議会でも議論した際に、写真付きでこういう景色を守りたいというものを想定して議論してきたと記憶しておりますので、こういう景色を残したいというところは、ヴィジュアルでわかりやすい資料作成やデータを残していく取組をしていただければと思います。
委員	まさに景観ガイドラインがしっかりと定めて、本当に使用前使用後で改善されているか検証可能な状態にしておく必要があると思います。
委員	景観については地方分権型で、屋外広告物法に基づいて市町にかなり権限が移譲されているところですが、県として今回の規制について、政策的フレーム自体は、強要はできないけれども、県内市町の屋外広告物規制の制度設計の基礎として、共有し、取り込んでいただくこともぜひ働きかけてほしいし、今回の6町はモデルとなると思います。県の取組と県内市町の屋外広告物規制が、県内において自ずと共通政策的になっていくことが望ましいと思いますし、県として頑張ってくださいたいです。
事務局	連絡会議でお願いしているところですが、仰る通り、市へ強要できるものではないですし、県条例の適用は6町で、比較的都市化が進んでいない地域を対象としており、他市と状況が違う部分が多々あるのが正直なところ。連絡会議では、進んでいる市の良い政策も取り入れていますし、県の取組についてもお互いに情報交換して進めていきたいです。
委員	そういった議論を審議会の場でも披露いただき、さらに建設的な意見を形成できればと思います。以上で本日の議事はすべて終了しました。

以上